

第一二五回

参第五号

政治資金規正法の一部を改正する法律（案）

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「第十九条の七」を「第十九条の十」に改める。

第十一条第一項中「第十九条の六を除き、」を削る。

第十四条第一項中「第十九条の六を除き、以下」を「第十六条において」に改める。

第十九条第一項中「政治団体のうちから、」の下に「二以内の政治団体を」を加え、「政治団体を」を「政治団体として」に改め、同条第四項中「前二項」を「第三項及び第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 指定団体の届出をした特定公職の候補者が立候補の辞退、退職その他の事由により特

定公職の候補者でなくなつたときは、その日において第一項の指定の取消しがあつたものとみなし、前項の規定を適用する。

第十九条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定により指定される政治団体の名称には、当該指定をする特定公職の候補者の氏名が表示されていなければならない。

第十九条の二第一項中「前条第三項」を「前条第四項」に改める。

第十九条の三の見出し中「に係る通知」を削り、同条第一項を次のように改める。

指定団体の届出をした特定公職の候補者は、特定公職の候補者に対する寄附（特定公職の候補者である間に受けた政治活動に関する寄附（金銭その他政令で定める財産上の利益（以下この章において「金銭等」という。）によるものに限るものとし、選挙運動に関するものを除く。）をいう。以下この章において同じ。）を受けたときは、直ちに、

これに係る金銭等の全部に相当する金銭等を当該特定公職の候補者に係る指定団体に寄附しなければならない。

第十九条の三第三項中「前二項」を「第三項又は前項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第二項中「前項」を「第三項」に、「指定団体の届出をした者」を「指定団体の届出をした特定公職の候補者」に改め、同項を同条第六項とし、同条第一項の次に次の四項を加える。

- 2 指定団体の届出をした特定公職の候補者は、当該指定団体の届出をした際、第十九条の九第一項に規定する保有金で支出されていないものがあるときは、直ちに、これに相当する金銭等を当該指定団体に寄附しなければならない。
- 3 指定団体の届出をした特定公職の候補者は、第一項の規定により当該特定公職の候補者に係る指定団体に寄附するときは、文書で、当該指定団体に寄附する金銭等に係る特定公職の候補者に対する寄附に関し、次に掲げる事項を、当該指定団体の会計責任者に

通知しなければならない。

一 当該特定公職の候補者に対する寄附をした者の氏名、住所及び職業並びに当該特定公職の候補者に対する寄附の金額及び年月日

二 当該特定公職の候補者に対する寄附のうちあつせんをされたものについては、そのあつせんをした者の氏名、住所及び職業並びに当該あつせんに係る寄附の金額、これを集めた期間及びこれが当該特定公職の候補者に提供された年月日

4 第十条第二項の規定は、指定団体の届出をした特定公職の候補者のために寄附のあつせんをした者について、準用する。この場合において、同項中「会計責任者」とあるのは、「当該特定公職の候補者」と読み替えるものとする。

5 指定団体の届出をした特定公職の候補者は、第三項の通知をしたときは、前項において準用する第十条第二項の明細書を当該指定団体の会計責任者に送付しなければならない。

第十九条の四及び第十九条の五を次のように改める。

(指定団体に対する寄附に係る会計帳簿の備付け及び記載等)

第十九条の四 指定団体の会計責任者は、第九条第一項に定めるもののほか、会計帳簿を備え、指定団体に対する寄附（指定団体の届出をした特定公職の候補者が前条第一項又は第二項の規定により当該特定公職の候補者に係る指定団体に対してする寄附をいう。以下同じ。）に係る収入及び当該収入に係る金銭等によりされた支出（当該指定団体のためにその代表者又は会計責任者及び当該指定団体に係る特定公職の候補者と意思を通じてされた支出を含む。以下この条及び次条において同じ。）並びに当該収入及び支出に係る次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 収入については、指定団体に対する寄附の金額及び年月日

二 支出については、支出を受けた者の氏名及び住所並びにその支出の目的、金額及び年月日

- 2 指定団体の会計責任者は、前項の規定による会計帳簿の記載をするときは、前条第一項の規定によりされた指定団体に対する寄附について、同条第三項及び第六項の規定により通知された事項を併せて記載しなければならない。
- 3 第一項の会計帳簿の種類、様式及び記載要領は、自治省令で定める。
- 4 指定団体に対する第九条第一項の規定の適用については、同項中「すべての収入」とあるのは「すべての収入（第十九条の四第一項に規定する指定団体に対する寄附に係る収入を除く。以下この条、第十二条及び第十七条において同じ。）」と、「支出を含む」とあるのは「支出を含み、第十九条の四第一項に規定する支出を除く」とする。
- 5 第十条第一項及び第十一条の規定は、指定団体の代表者又は会計責任者及び当該指定団体に係る特定公職の候補者と意思を通じて当該指定団体のために支出した者について、準用する。

（指定団体に対する寄附に係る報告書の提出）

第十九条の五 指定団体の会計責任者は、毎年十二月三十一日現在で、その年におけるすべての指定団体に対する寄附に係る収入及び当該収入に係る金銭等によりされた支出について、その総額及び自治省令で定める項目別の金額並びに次に掲げる事項（これらの事項がないときは、その旨）を記載した報告書を、その日の翌日から三月以内（その間に衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の公示の日から選挙の期日までの期間がかかる場合には、四月以内）に、第六条第一項各号の区分に応じ当該各号に掲げる都道府県の選挙管理委員会又は自治大臣に提出しなければならない。

一 収入については、指定団体に対する寄附の金額及び年月日

二 支出については、人件費、光熱水費その他の自治省令で定める経費以外の経費の支出（一件当たりの金額（数回にわたつてされたときは、その合計金額）が五万円以上のものに限る。）について、その支出を受けた者の氏名及び住所並びに当該支出の目的、金額及び年月日

2 指定団体の会計責任者は、前項の規定による報告書の記載をするときは、第十九条の三第一項の規定によりされた指定団体に対する寄附について、次に掲げる事項を併せて記載しなければならない。

一 同一の者からの特定公職の候補者に対する寄附で、その金額の合計額が年間百万円を超えるものに係る金銭等の全部又は一部に相当する金銭等の当該指定団体に対する寄附については、当該指定団体に対する寄附の金額、当該特定公職の候補者に対する寄附をした者の氏名、住所及び職業並びに当該特定公職の候補者に対する寄附の金額及び年月日

二 同一の者によつてあつせんをされた特定公職の候補者に対する寄附で、その金額の合計額が年間百万円を超えるものに係る金銭等の全部又は一部に相当する金銭等の当該指定団体に対する寄附については、当該指定団体に対する寄附の金額、そのあつせんをした者の氏名、住所及び職業並びに当該あつせんに係る寄附の金額、これを集め

た期間及びこれが特定公職の候補者に提供された年月日

3 第十二条第二項及び第三項の規定は、指定団体の会計責任者が第一項の報告書を提出する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「同項第二号」とあるのは「第十九条の五第一項第二号」と、「領収書等」とあるのは「領収書等及び第十九条の四第五項において準用する第十一条第一項に規定する領収書等」と読み替えるものとする。

4 第二項の規定は、指定団体の会計責任者が同項の規定により記載すべき寄附以外の寄附について、第一項の規定による報告書に第二項の規定により記載すべき事項に準じて記載することを妨げるものではない。

第三章中第十九条の九を第十九条の十一とする。

第十九条の八を削る。

第十九条の七の見出し中「特定公職の候補者」を「指定団体の届出をしていない特定公

職の候補者」に改め、同条第一項中「特定公職の候補者は」を「指定団体の届出をしていない特定公職の候補者は」に改め、「保有金によりされた」を削り、同項第一号及び第二号を次のように改める。

- 一 収入のうち、同一の者からの特定公職の候補者に対する寄附でその金額の合計額が年間百万円を超えるものに係る収入については、その寄附をした者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日
- 二 収入のうち、同一の者によつてあつせんをされた特定公職の候補者に対する寄附でその金額の合計額が年間百万円を超えるものに係る収入については、そのあつせんをした者の氏名、住所及び職業並びに当該あつせんに係る寄附の金額、これを集めた期間及びこれが当該特定公職の候補者に提供された年月日

第十九条の七第二項中「特定公職の候補者は、」を「指定団体の届出をしていない特定公職の候補者は、指定団体の届出をしたとき又は」に改め、「保有金によりされた」を削

り、同条第三項中「特定公職の候補者」を「指定団体の届出をしていない特定公職の候補者」に、「第十九条の七第一項第三号」を「第十九条の十第一項第三号」に、「第十九条の六第四項」を「第十九条の九第五項」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第十九条の十とする。

4 第一項及び第二項の規定は、指定団体の届出をしていない特定公職の候補者がこれらの規定により報告すべき寄附以外の寄附について、これらの規定による報告書にこれらの規定により報告すべき寄附に準じて記載することを妨げるものではない。

第十九条の六の見出し中「特定公職の候補者」を「指定団体の届出をしていない特定公職の候補者」に改め、同条第一項を次のように改める。

指定団体の届出をしていない特定公職の候補者は、会計帳簿を備え、これにすべての特定公職の候補者に対する寄附に係る金銭等（以下この条及び次条において「保有金」という。）に係る収入及び支出（当該特定公職の候補者と意思を通じてその政治活動（

選挙運動を除く。以下この条において同じ。) に関してされた支出を含む。以下この項及び次条において同じ。) 並びにこれらに係る次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 収入については、保有金に係る特定公職の候補者に対する寄附をした者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日

二 収入のうち、保有金に係る特定公職の候補者に対する寄附であつせんをされたものについては、そのあつせんをした者の氏名、住所及び職業並びに当該あつせんに係る寄附の金額、これを集めた期間及びこれが当該特定公職の候補者に提供された年月日

三 支出については、支出を受けた者の氏名及び住所並びにその支出の目的、金額及び年月日

第十九条の六第五項中「特定公職の候補者」を「指定団体の届出をしていない特定公職の候補者」に改め、「第三項」の下に「及び第四項」を加え、「及び前項」を「並びに第

五項」に改め、同項を同条第七項とし、同項の前に次の一項を加える。

6 指定団体の届出をしていない特定公職の候補者と意思を通じてその者の政治活動に関して一件五万円以上の支出をした者は、前項の書面を直ちに当該特定公職の候補者に送付しなければならない。

第十九条の六第四項中「特定公職の候補者は、」を「指定団体の届出をしていない特定公職の候補者は」に改め、「ものについて、」の下に「当該特定公職の候補者と意思を通じてその者の政治活動に関して支出をした者はその支出で一件五万円以上のものについて、それぞれ」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「特定公職の候補者に対する寄附（政党及び第十九条第二項の規定により当該特定公職の候補者が届け出た指定団体から受けたものを除く。）」を「指定団体の届出をしていない特定公職の候補者に係る特定公職の候補者に対する寄附」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加え、同条を第十九条の九とする。

3 指定団体の届出をしていない特定公職の候補者と意思を通じてその者の政治活動に関して支出をした者は、その支出をした日から七日以内に、当該支出を受けた者の氏名及び住所並びに当該支出の目的、金額及び年月日を記載した明細書を当該特定公職の候補者に提出しなければならない。ただし、当該特定公職の候補者の請求があるときは、直ちにこれを提出しなければならない。

第十九条の五の次に次の三条を加える。

(指定団体に対する寄附に係る会計帳簿等の保存)

第十九条の六 指定団体の会計責任者は、指定団体に対する寄附に係る会計帳簿、明細書及び領収書等を、第二十条第一項の規定によりこれらに係る報告書の要旨が公表された日から三年を経過する日まで保存しなければならない。

(指定団体の指定の取消しの届出があつた場合の金銭等の返還等)

第十九条の七 特定公職の候補者が第十九条第四項の規定により指定を取り消した旨の届

出をした場合において、当該届出に係る政治団体が当該特定公職の候補者から受けた指定団体に対する寄附に係る収入に係る金銭等で支出されていないものがあるときは、当該政治団体の代表者及び会計責任者は、直ちに、当該金銭等に相当する金銭等を当該特定公職の候補者に寄附しなければならない。

- 2 特定公職の候補者が第十九条第四項の規定により指定を取り消した旨の届出をした場合においては、当該届出に係る政治団体の会計責任者は、当該届出の日から三十日以内に、第十九条の五第一項及び第二項の規定の例により、当該届出の日現在で、収入及び支出に関する事項を記載した報告書を提出しなければならない。
- 3 第十九条の五第三項及び第四項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第三項及び第四項中「指定団体の会計責任者」とあるのは、「当該届出に係る政治団体の会計責任者」と読み替えるものとする。
- 4 前三項の規定は、指定団体が解散し、又は目的の変更その他により政治団体でなくな

つた場合について準用する。この場合において、前三項中「当該届出に係る政治団体」とあるのは、「当該政治団体」と読み替えるものとする。

(指定団体の届出をした特定公職の候補者の監督)

第十九条の八 指定団体の届出をした特定公職の候補者は、当該指定団体の会計責任者が指定団体に対する寄附に係る会計帳簿及び報告書に関する規定に違反する行為を行わないように、当該会計責任者を監督しなければならない。

第二十条第一項中「又は第十九条の七第一項」を「、第十九条の五第一項、第十九条の七第二項若しくは同条第四項において準用する同条第二項又は第十九条の十第一項」に改める。

第二十三条及び第二十四条を次のように改める。

こ

第二十三条 次の各号の一に該当する者は、五年以下の禁錮又は三百万円以下の罰金に処する。

一 第八条の規定に違反して寄附を受け又は支出をした政治団体の役職員又は構成員として当該違反行為をした者

二 第十九条の三第一項又は第二項の規定に違反して寄附しなかつた者

第二十四条 次の各号の一に該当する者（会社、政治団体その他の団体（以下この章において「団体」という。）にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）は、三年以下の禁錮又は二百万円以下の罰金に処する。

一 第九条、第十九条の四第一項若しくは第十九条の九第一項の規定に違反して会計帳簿を備えず、又は第九条、第十九条の四第一項若しくは第二項若しくは第十九条の九第一項の規定に違反して第九条第一項、第十九条の四第一項若しくは第二項若しくは第十九条の九第一項の会計帳簿に記載すべき事項の記載をせず、若しくはこれに虚偽の記入をした者

二 第十条(第十九条の三第四項又は第十九条の四第五項において準用する場合を含む)。

)の規定に違反して明細書の提出を怠り、第十九条の三第五項の規定に違反して明細書を送付せず、又はこれに記載すべき事項の記載をせず、若しくはこれに虚偽の記入をした者

三 第十九条の九第三項又は第四項の規定に違反して同条第三項又は第四項の明細書の提出を怠り、又はこれに記載すべき事項の記載をせず、若しくはこれに虚偽の記入をした者

四 第十一条（第十九条の四第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反して領収書等を徴せず、若しくはこれを送付せず、又はこれに虚偽の記入をした者

五 第十九条の九第五項の規定に違反して同項の書面を徴せず、若しくは同条第六項の規定に違反してこれを送付せず、又はこれに虚偽の記入をした者

六 第十九条の三第三項又は第六項の規定に違反して文書による通知をせず、又はこれらの規定により通知すべき文書に記載すべき事項の記載をせず、若しくはこれに虚偽

の記入をした者

七 第十六条又は第十九条の六の規定に違反して会計帳簿、明細書又は領収書等を保存しない者

八 第十九条の九第七項の規定に違反して会計帳簿、同条第三項若しくは第四項の明細書又は同条第五項の書面を保存しない者

九 第十九条の三第七項の規定に違反して同条第三項又は第六項の通知に係る文書を保存しない者

十 第十六条又は第十九条の六の規定により保存すべき会計帳簿、明細書又は領収書等に虚偽の記入をした者

十一 第十九条の九第七項の規定により保存すべき会計帳簿、同条第三項若しくは第四項の明細書又は同条第五項の書面に虚偽の記入をした者

十二 第十九条の三第七項の規定により保存すべき同条第三項又は第六項の通知に係る

文書に虚偽の記入をした者

十三 第十五条の規定による引継ぎをしない者

十四 第三十一条の規定により求められた説明を拒み、若しくは虚偽の説明をし、又は同条の規定による命令に違反して同条の報告書等の訂正を拒み、若しくはこれらに虚偽の訂正をした者

2 第十九条の八に規定する会計責任者が前項第一号、第四号、第七号、第九号、第十号又は第十二号の違反行為をした場合において、同条に規定する特定公職の候補者が同条に規定する監督について相当の注意を怠つたときは、一年以下の禁錮又は百万円以下の罰金に処する。

第二十五条第一項中「若しくは第十七条の」を「、第十七条、第十九条の五、第十九条の七若しくは第十九条の十の」に、「若しくは第十九条の五」を「、第十九条の五、第十九条の七若しくは第十九条の十」に、「若しくは第十七条第一項」を「、第十七条第一項、

第十九条の五第一項、第十九条の七第二項若しくは同条第四項において準用する同条第二項若しくは第十九条の十第一項若しくは第二項」に、「三十万円」を「三百万円」に改め、同条第二項中「二十万円」を「三年以下の禁錮又は二百万円」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第十九条の八に規定する会計責任者が第一項の違反行為をした場合において、同条に規定する特定公職の候補者が同条に規定する監督について相当の注意を怠つたときは、三年以下の禁錮又は二百万円以下の罰金に処する。

第二十六条及び第二十六条の二中「二十万円」を「二百万円」に改める。

第二十六条の三中「十万円」を「百万円」に改める。

第二十六条の四中「五万円」を「五十万円」に改める。

第二十七条中「第二十四条」を「第二十四条第一項」に改める。

第二十八条を次のように改める。

第二十八条 第二十三条から第二十六条の四まで及び前条第二項の罪を犯し罰金の刑に処せられた者は、その裁判が確定した日から五年間、公職選挙法に規定する選挙権及び被選挙権を有しない。

2 第二十三条から第二十五条まで、第二十六条の二、第二十六条の三及び前条第二項の罪を犯し禁錮^この刑に処せられた者は、その裁判が確定した日から刑の執行を終わるまでの間若しくは刑の時効による場合を除くほか刑の執行の免除を受けるまでの間及びその後五年間又はその裁判が確定した日から刑の執行を受けることがなくなるまでの間（刑の執行猶予の言渡しを受けた者については、その裁判が確定した日から五年間）、公職選挙法に規定する選挙権及び被選挙権を有しない。

3 裁判所は、情状により、刑の言渡しと同時に、第一項に規定する者に対し同項の五年間の期間について選挙権及び被選挙権を有しない旨の規定を適用せず、若しくはその期

間のうちこれを適用すべき期間を短縮する旨を宣告し、又は前項に規定する者に対し同項の五年間のうち選挙権及び被選挙権を有しない旨の規定を適用すべき期間を短縮する旨を宣告することができる。

- 4 公職選挙法第十一条第三項の規定は、前三項の規定により選挙権及び被選挙権を有しなくなるべき事由が生じ、又はその事由がなくなつたときについて準用する。この場合において、同条第三項中「第一項又は第二百五十二条」とあるのは、「政治資金規正法第二十八条」と読み替えるものとする。

第二十九条中「又は第十九条の七第一項」を「、第十九条の五第一項、第十九条の七第二項若しくは同条第四項において準用する同条第二項又は第十九条の十第一項」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、次

条の規定は、公布の日から起算して五月を経過した日から施行する。

（指定団体に関する経過措置）

第二条 この法律による改正前の政治資金規正法（以下「旧法」という。）第十九条第二項の規定による届出をしている同条第一項に規定する特定公職の候補者は、この条の施行の日からこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間、その者が当該届出をしている政治団体でその名称に当該特定公職の候補者の氏名が表示されているもののうちから、二以内の政治団体を、この法律による改正後の政治資金規正法（以下「新法」という。）第十九条第三項に規定する指定団体となるべき政治団体として、同項の規定の例により、届け出ることができる。

2 この法律の施行の際現に旧法第十九条第二項の規定による届出がされている政治団体で前項の規定による届出がなされたものは、施行日において、新法第十九条第三項の規定による届出がされている政治団体とみなす。この場合において、当該政治団体に係る

旧法第十九条の二第一項の告示は、新法第十九条の二第一項の規定によりされた告示とみなす。

- 3 この法律の施行の際現に旧法第十九条第二項の規定による届出がされている政治団体で第一項の期間内に同項の規定による届出がされなかったものは、施行日において、新法第十九条第一項の規定による指定を取り消され、その旨を届け出られたものとみなす。この場合における新法第十九条の二の規定の適用については、同条第一項中「届出があつたときも」とあるのは、「届出があつたとき（政治資金規正法の一部を改正する法律（平成 年法律第 号）附則第二条第三項の規定により届け出られたものとみなされる場合を含む。）も」とする。

（寄附等に関する経過措置）

第三条 この附則に別段の定めがあるものを除き、新法第二章及び第三章の規定は、施行日以後にされる寄附並びに収入及び支出について適用し、施行日前にされた寄附並びに

収入及び支出については、なお従前の例による。

- 2 新法第三章の規定は、新法第十九条第一項に規定する特定公職の候補者が施行日前に受けた旧法第十九条の三第一項に規定する特定公職の候補者に対する寄附に係る金銭等の全部又は一部に相当する金銭等を、施行日以後に当該特定公職の候補者に係る新法第十九条第三項に規定する指定団体に寄附する場合については、適用しない。

(報告書の提出に関する経過措置)

第四条 新法第十二条第一項（新法第十七条第一項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）、第十九条の五第一項（新法第十九条の七第二項（同条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定によりその例によることとされる場合を含む。）及び第十九条の十第一項（同条第二項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定は、施行日の属する年以後の年に係る新法第十二条第一項、第十九条の五第一項及び第十九条の十第一項の報告書並びに施行日以後に新法

第十七条第一項、第十九条の七第二項及び第十九条の十第二項の規定によりこれらの規定による報告書を提出すべき事由が生じた場合における当該報告書の提出について適用し、施行日の属する年の前年以前の年に係る旧法第十二条第一項及び第十九条の七第一項の規定による報告書並びに施行日前に旧法第十七条第一項及び第十九条の七第二項の規定によりこれらの規定による報告書を提出すべき事由が生じた場合における当該報告書の提出については、なお従前の例による。

- 2 新法の規定により、施行日の属する年に係る新法第十二条第一項若しくは第十九条の十第一項の報告書又はその提出すべき事由が同年中に生じた新法第十七条第一項若しくは第十九条の十第二項の報告書を提出する場合には、当該報告書に、同年一月一日から施行日の前日までの間にされた寄附並びに収入及び支出に係る事項をも記載するものとする。この場合において、当該事項に係る記載については、新法第十二条第一項又は第十七条第一項の報告書にあっては旧法第十二条第一項又は第十七条第一項及び第

十九条の五の規定の例によるものとし、新法第十九条の十第一項又は第二項の報告書にあっては旧法第十九条の七第一項又は第二項の規定の例によるものとする。

- 3 前項後段の規定により旧法第十二条第一項又は第十七条第一項及び第十九条の五の規定の例によるものとされる報告書の記載については、同条中「年間」とあるのは、「政治資金規正法の一部を改正する法律（平成 年法律第 号）の施行の日の属する年の一月一日から同法の施行の日の前日までの間」とする。

（保有金に関する経過措置）

第五条 附則第二条第二項の規定により新法第十九条第三項の規定による届出がされている政治団体とみなされた政治団体に係る新法第十九条第一項に規定する特定公職の候補者は、旧法第十九条の六第一項に規定する保有金（次項において「旧保有金」という。）並びに施行日前に政党及びその者に係る旧法第十九条第二項に規定する指定団体から受けた旧法第十九条の三第一項に規定する特定公職の候補者に対する寄附に係る金銭等

でこの法律の施行の際現に支出されていないものがあるときは、この法律の施行後直ちに、これに相当する金銭等を当該特定公職の候補者に係る新法第十九条第三項に規定する指定団体に寄附しなければならない。

2 前項に規定する特定公職の候補者は、施行日の前日現在で、その日から三十日以内に、施行日の属する年の一月一日から施行日の前日までの間における旧保有金に係る収入及び旧保有金によりされた支出について、旧法第十九条の七第一項の規定の例により、報告書を提出しなければならない。

3 第一項の規定に違反して寄附しなかった者は、五年以下の禁錮又は三百万円以下の罰金に処する。

第六条 前条第一項に規定する特定公職の候補者以外の新法第十九条第一項に規定する特定公職の候補者は、施行日前に政党及びその者に係る旧法第十九条第二項に規定する指定団体から受けた旧法第十九条の三第一項に規定する特定公職の候補者に対する寄附に

係る金銭等でこの法律の施行の際現に支出されていないものがあるときは、その金額を新法第十九条の九第一項の会計帳簿に記載しなければならない。

2 前項の規定に違反して会計帳簿に記載すべき事項の記載をせず、又はこれに虚偽の記入をした者は、三年以下の禁錮又は二百万円以下の罰金に処する。

(罰則に関する経過措置)

第七条 施行日前にした行為並びに附則第三条第一項及び第四条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係る施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(地方自治法の一部改正)

第九条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二百二十七条第一項中「又は同法第二百五十二条」を「若しくは同法第二百五十二条又は政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第二十八条」に改める。

第四百四十三条第一項及び第八十四条第一項中「又は同法第二百五十二条」を「若しくは同法第二百五十二条又は政治資金規正法第二十八条」に改める。

（漁業法の一部改正）

第十条 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第九十四条第一項の表第七十六条の項の次に次のように加える。

第八十六条の四	第十一条第一項、第二百五十二条及び政治資金規正法第二十八条	漁業法第八十七条第一項第二号及び同法第九十四条において準用する第二百五十二条
---------	-------------------------------	--

第九十四条第一項の表第百三十七条の三の項中欄中「第二百五十二条」の下に「及び政治資金規正法第二十八条」を加える。

(公職選挙法の一部改正)

第十一条 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「第十一条第一項及び第二項((選挙権及び被選挙権を有しない者))」を「第十一条((選挙権及び被選挙権を有しない者))第一項、第二百五十二条((選挙犯罪による処刑者に対する選挙権及び被選挙権の停止))及び政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第二十八条((政治資金規正法違反による処刑者に対する選挙権及び被選挙権の停止))」に改める。

第二十七条第一項中「第十一条第一項及び第二項((選挙権及び被選挙権を有しない者))」を「第十一条((選挙権及び被選挙権を有しない者))第一項、第二百五十二条((選挙犯罪による処刑者に対する選挙権及び被選挙権の停止))及び政治資金規正法第二十八

条((政治資金規正法違反による処刑者に対する選挙権及び被選挙権の停止))」に改める。

第八十六条の四中「及び第二百五十二条」を「、第二百五十二条」に、「の規定」を「及び政治資金規正法第二十八条((政治資金規正法違反による処刑者に対する選挙権及び被選挙権の停止))の規定」に改める。

第三百三十七条の三中「因る」を「よる」に、「の規定」を「及び政治資金規正法第二十八条((政治資金規正法違反による処刑者に対する選挙権及び被選挙権の停止))の規定」に改める。

第九百九十九条の五第三項中「政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第二項」を「政治資金規正法第十九条第三項」に改める。

(農業委員会等に関する法律の一部改正)

第十二条 農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第十一条の表第八十六条の四の項中欄中「第二百五十二条」を「、第二百五十二条((選挙犯罪による処刑者に対する選挙権及び被選挙権の停止))及び政治資金規正法第二十八条((政治資金規正法違反による処刑者に対する選挙権及び被選挙権の停止))」に改め、同項下欄中「農業委員会等に関する法律第十一条において準用する第二百五十二条」を「及び農業委員会等に関する法律第十一条において準用する第二百五十二条((選挙犯罪による処刑者に対する選挙権及び被選挙権の停止))」に改める。

第十一条の表第三十七条の三の項中欄中「第二百五十二条」の下に「((選挙犯罪による処刑者に対する選挙権及び被選挙権の停止))及び政治資金規正法第二十八条((政治資金規正法違反による処刑者に対する選挙権及び被選挙権の停止))」を加え、同項下欄中「第二百五十二条」の下に「((選挙犯罪による処刑者に対する選挙権及び被選挙権の停止))」を加える。

理 由

政党その他の政治団体及び公職の候補者の政治活動の公明と公正を確保するため、指定団体制度及び保有金制度を強化し、公職の候補者の監督義務を明らかにするとともに、併せて政治資金規正法違反について罰金額を引き上げ、及び公民権を停止する措置等を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。